

マイナンバー制度の今後の展望

宮本 大輔
Miyamoto Daisuke

中村 信次
Nakamura Shinji

原 みさ
Hara Misa

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公正公平な社会を実現する社会基盤となるものである。2015年10月から個人番号および法人番号の通知が開始され、これに伴い、税や社会保障の行政手続きや、関連する事業者内事務でのマイナンバー対応だけでなく、

政府・自治体間での情報活用や、マイナポータルを軸とした新しい行政サービスなどが動き出していく。

本稿では、マイナンバー制度に対する日立の取り組みを紹介し、今後のマイナンバー制度の利活用範囲の拡大に向けた考察を行う。

1. はじめに

社会保障・税番号制度（以下、「マイナンバー制度」と記す。）とは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公正公平な社会を実現する社会基盤である。この社会基盤を実現するために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号利用法」と記す。）が2013年に成立し、公布されている。施行は大きく3段階であり、2015年10月から個人番号および法人番号が通知、2016年1月から税・社会保障・災害対策の分野で個人番号の利用が順次開始、2017年から国・自治体間での情報連携による行政手続きの効率化および、マイナポータル[※]による利便性の高いオンラインサービスが開始される¹⁾。

また、IT (Information Technology) 総合戦略本部の新戦略推進専門調査会に設置されたマイナンバー等分科会においては、政府CIO (Chief Information Officer：内閣情報通信政策監) が中心となり、IT利活用促進の観点から、個人番号の利用範囲拡大に向けた検討や、将来的な官民連携を見据えたマイナポータルの実現に向けた議論が進められている。また他省庁においても各種実証や在り方に関する検討が進められている。

このような状況を踏まえ、マイナンバー制度の現状や

日立の取り組みを紹介しつつ、マイナンバー制度の今後の展望に関して関連する動向整理と考察を行う。

2. マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、本人確認の仕組み、複数機関間での情報連携の仕組み、個人番号および法人番号の利用から構成されている。

2.1 本人確認の仕組み

本人確認の仕組みとしては、個人番号カードや公的個人認証サービスがある。個人番号カードは、券面により個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用される。公的個人認証サービスは、個人番号カードのIC (Integrated Circuit) チップに電子証明書が内蔵され、これを利用することで、行政手続きのオンライン申請やオンラインバンキングといった各種民間のオンライン取引が可能となる。このようにオンライン・オフラインを問わず本人確認の仕組みは、官民共通の社会インフラとなる。

2.2 複数機関間での情報連携の仕組み

複数機関間での情報連携の仕組みとしては、国・自治体が情報提供ネットワークシステムを介して所得情報などの情報連携を行うことが可能となり、これまで行政手続きに必要であった行政機関が発行する所得証明書といった添付

※) マイナポータル：国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイト。行政機関が個人番号の付いた本人の情報をいつでもやりとりしたかの確認や、本人へのお知らせの確認、行政機関が保有する本人に関する情報の確認などを実現する。

書類の提出が不要となる。

2.3 個人番号の利用

個人番号の利用は、法律で定められた事務(税・社会保障・災害対策の分野、自治体条例で定めた事務)のみに限定される。事業者側は、従業員などから個人番号を収集し、税や社会保障の手続きにおいて、個人番号を記載した書類を提出することになる。2016年1月の利用開始時は、退職者の源泉徴収といった限定された書類に適用されるが、2017年1月からは厚生年金、健康保険に関する手続きも開始される。事業者は、この個人番号を適正管理する義務があり、情報漏えいした場合、漏えいに関与した従業員に加え、企業のトップが連帯責任を問われ、4年以下の懲役または200万円以下の罰金が科せられる。事業者内において個人番号の適切な安全管理が必要となってくる。

3. 日立グループの取り組み

マイナンバー制度に関連する日立グループの取り組みを紹介する。

3.1 マイナンバー制度の導入に向けた取り組み

2016年1月からの利用開始に向け、事業者ではマイナンバー制度への対応準備が進められているが、2015年6月時点では、約70%の企業で対応が進んでいないというアンケート結果 [JIPDEC (Japan Institute for Promotion of Digital Economy and Community : 一般財団法人日本情報経済社会推進協会)・日本商工会議所共催「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」参加申込者アンケート結果] もある²⁾。

まず、事業者のマイナンバー制度への対応とは、税や社会保障に関する手続き書類に従業員などの個人番号を記載して行政機関や健康保険組合などに提出する事務への対応である。事業者においては、政府発行のガイドラインなどを踏まえ、個人番号の記載が必要となる業務範囲や事務取扱担当者の明確化、書類への個人番号の記載時期を踏まえた対応時期の明確化、個人番号や特定個人情報を取り扱うための人的、組織的、物理的、技術的といった観点からの安全管理措置の検討が必要となる。主な事務の流れは、従業員などから個人番号を「収集」、「登録」し、破棄も含めた安全管理措置を施した「保管・管理」、税・社会保障に関する手続きのタイミングで個人番号を記載した書類を「作成」し、行政機関などへの書類の「提出」となる。この事務の流れに合わせたシステム対応方針の決定などを実施計画としてまとめ、取り組みを進める必要がある。

システム対応方針には、(1) 人事給与などのパッケージ

改修での対応、(2) マイナンバー対応事務のアウトソーシング対応、(3) マイナンバーを管理する安全なシステムを新規に導入する対応が考えられる。事業者においては、安全性、業務負荷、コストなどの観点からシステム対応方針を決定する必要がある。日立グループでは、アウトソーシング対応として、マイナンバーの収集や登録から破棄までの一括管理と、法定調書への印刷代行といった個人番号を取り扱う事務をBPO (Business Process Outsourcing : ビジネス・プロセス・アウトソーシング) サービスとして提供している(図1参照)。このBPOサービスは、自社のシステム改修や自社での個人番号を取り扱う専門の運用体制を短期間で構築することが困難な場合に選択されることとなる。体制・財政的な課題から選択されることが多いと考えている。

また、自治体においては、2015年10月より個人番号の通知が、2016年1月には個人番号・法人番号の利用が、2017年7月からは国の機関および他自治体との情報連携が開始される予定である。都道府県や市区町村などの自治体がマイナンバー制度に対応するために実施する計画策定、システム導入、導入後の運用などの各種作業に応じて、日立自治体ソリューション ADWORLD (日立グループが持つ自治体向けIT製品・サービス群のブランド名称) などの製品や各種サービスをトータルソリューションとして提供している。

3.2 今後の利活用に向けた取り組み

総務省では、民間サービスの共通インフラとしての幅広い利活用も期待される公的個人認証サービスについて、通信・放送分野における当該サービスの利活用の在り方などを検討する「共通ID利活用ワーキンググループ/共通ID利活用サブワーキンググループ」が設置されている³⁾。日立も構成員として検討に参加している。これは、ICT (Information and Communication Technology) を活用した街づくりに向けた共通プラットフォームなどを検討する「ICT街づくり推進会議」の下部組織として設置されている。そこでは、公的個人認証サービスの利活用ユースケースを「本人確認」、「資格確認」、「変更確認」に整理し、マイナポータルでの利用やケーブルテレビの利用などのさまざまなアプリケーション案を例に、技術面、ルール面、運用面での課題が検討されている。

この公的個人認証サービスは、従来の署名用電子証明書に加え、利用者証明用電子証明書が新設された。署名用電子証明書は、個人・法人が行政機関や民間機関に対してオンラインで申請・届け出などを行うときに、電子的に署名を付与する仕組み(申請・届け出、いわゆる上り)である。

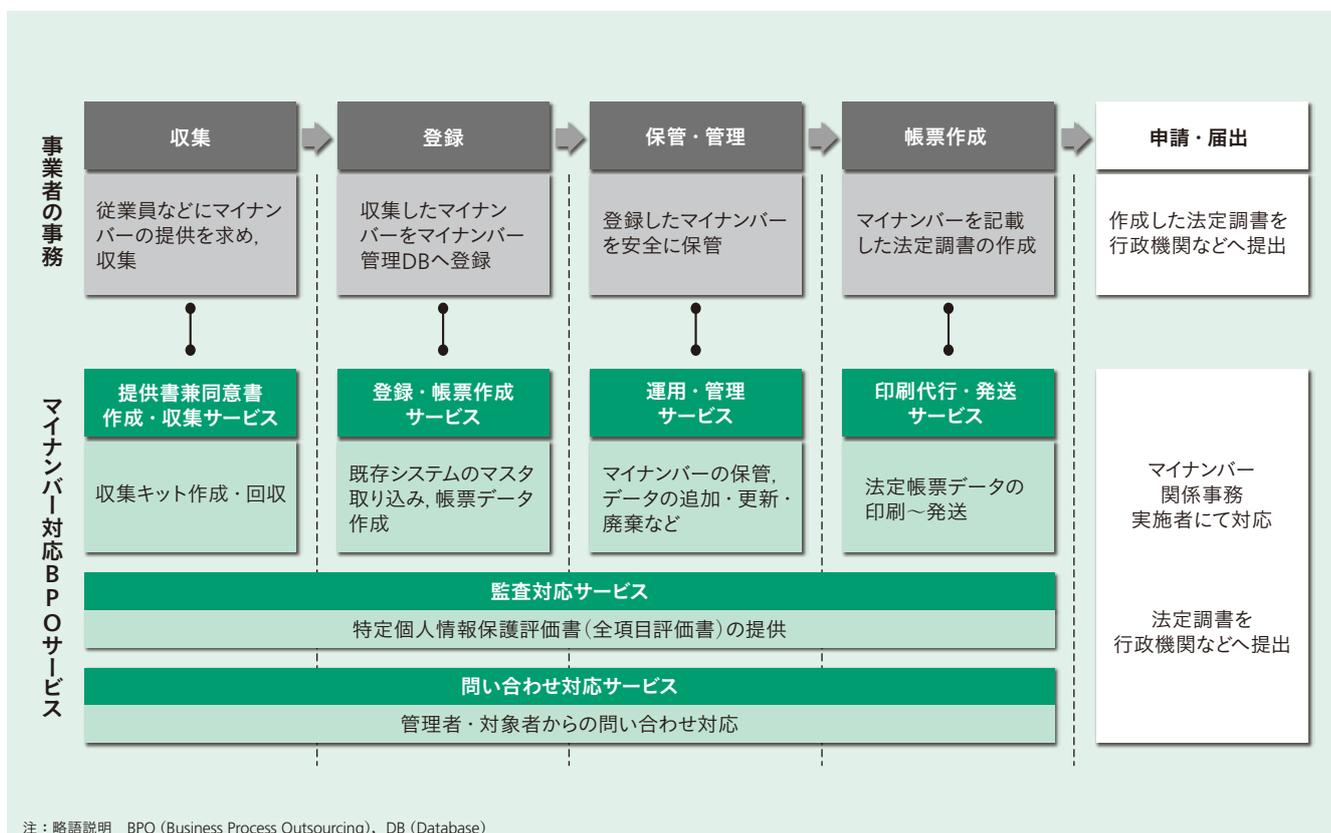


図1 | BPOサービスのイメージ

事業者がマイナンバー制度で必要となる事務に対するBPOサービスの概要を示す。

利用者証明用電子証明書は、個人・法人が行政機関・民間機関に登録した属性情報などをオンラインで閲覧・参照するときなどに、電子的に利用者本人を証明する仕組み（閲覧・参照、いわゆる下り）である。さらに、行政機関などに限られていた公的個人認証サービスの署名検証などの範囲が、総務大臣が認める民間事業者にも拡大されることになる。そのため、より多くの国民・民間事業者が公的個人認証サービスを利用することができ、官民が連携したサービスの利便性向上にもつながることになる。公的個人認証サービスのさらなる普及に向けて引き続き検討に参加していく。

4. 今後の利活用に関する考察

政府においては、マイナンバー制度の利活用に向けてさまざまな観点から検討が進められている。進められている検討のポイントと方向性に関する考察を行う。

4.1 個人番号の利用範囲の拡大に向けた動向

番号利用法は、利用事務（番号利用法 別表1）、情報連携事務（番号利用法 別表2）としてホワイトリスト形式で利用可能な事務が定められており、個人番号の利用範囲の拡大にあたっては、番号利用法の改正が必要となる。

第189回通常国会では、番号利用法などの改正案（正式

名称：個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案）が審議されている（2015年6月末時点では衆議院可決、参議院審議中）。改正案では、預貯金口座への個人番号の付番に加え、個人番号の利用範囲の拡充として、健康保険組合などが行う保険事業に関する事務での利用、自治体が条例で独自に追加した利用事務について自治体間で情報連携を可能とするものなどが挙げられている（図2参照）。

また、IT総合戦略本部のマイナンバー等分科会においては、個人番号の利用範囲の拡大について、さらなるメリットが期待される戸籍事務、旅券事務、医療・健康・介護情報の管理・連携事務などを対象に検討が進められている⁴⁾。さらには、財務省財政制度分科会においては、所得だけでなく金融資産も勘案して、能力に応じた公平な負担を求めることも視野に入れた検討が進められている⁵⁾。

これらの議論は、3段階に分類できる。まず現行法の税・社会保障・災害対策分野の中での利用範囲の拡大、次に現行の分野に近傍しさらなる国民メリットが期待される新たな分野への拡大、最後に利用範囲の拡大を前提にした既存制度の見直しである。これらはさらに検討が加速されることが見込まれるが、国民へのメリットをいかに分かりやすく示していくかが重要である。

2015年1月から順次（法定済み）

- ・社会保障分野（年金、労働、福祉・医療・その他分野）
- ・税分野
- ・災害対策分野
- ・そのほか地方公共団体が条例で定める事務



分野内での利用範囲の拡大（第189回通常国会審議中）

- ・預貯金口座への付番
- ・医療分野などにおける利用範囲の拡充（保険事業に関する事務における利用、予防接種に関する接種履歴の情報連携）
- ・地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充（特定優良賃貸物件に関する事務における利用、地方公共団体が条例で定める事務の情報連携など）

分野の拡大（政府において検討中）

- ・戸籍事務
- ・旅券事務（戸籍事務の検討状況を踏まえる）
- ・医療・健康・介護情報の管理・連携事務
- ・自動車登録事務 など

図2 個人番号の利用範囲に関する今後の動向

個人番号の利用範囲の拡大に向け、政府で検討されている事務を示す。

4.2 個人番号カードの利用範囲の拡大に向けた考察

個人番号カードは、2016年1月から順次、全国民に無償で配付される予定であり、券面〔表面：基本4情報（「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」）と顔写真〕を活用した対面での本人確認の際の公的な身分証明書としての活用、個人番号の利用範囲内に限定された券面（裏面：個人番号）の活用、ICチップ内の空き容量を活用した図書館カード、証明書のコンビニ交付などといった多目的でのサービスに機能が分かれる。

特に多目的でのサービスは、すでに住民基本台帳カードにおけるICチップの空き容量を活用したサービスがあり、総務省「住民基本台帳カード多目的利用状況調査表（2013年4月1日現在）」によると、商店街でのポイントサービス、公共施設の空き照会・予約サービス、健康診断または健康相談の申し込み、結果の照会などを行うサービス、地域通貨サービスなどがさまざまな自治体から提供されている⁶⁾。現在、住民基本台帳カードは普及率が低いことから、こういったサービスの恩恵を受けていない国民に対しても全国民に交付される個人番号カードになることで、多くの国民が利用できるようになり、これまで以上に国民が利便性を実感しやすくなる。

さらに、政府では、健康保険証や国家公務員身分証の機能を搭載することも検討されている。国や自治体が発行するカードは、個人番号カードへ一元化されていくと考える。しかし、ICチップの空き容量には上限があるため、当面は上限を考慮して各サービスを国民が選択していく必要がある。

また、将来的に、民間事業者がICチップの空き容量を利用可能になると、民間側のカード発行コストを抑えられ、例えばクレジットカード、会員ポイントサービス、会社の社員証、学校の学生証といった機能の搭載が進むことが想定される。当面は、民間側で独自に利用することができないことから、4.3節で述べる公的個人認証サービスによる本人確認として個人番号カードを活用し、民間サービスと連動した利用へと展開されることが望ましいと考える。

4.3 公的個人認証サービスの利用範囲の拡大に向けた考察

公的個人認証サービスは、3.2節で述べたとおり、行政機関のみであった本人が作成した書類であることの保証確認（署名用電子証明書の署名検証など）が民間に拡大したこと、オンラインでの本人確認（利用者証明用電子証明書）を行政機関・民間が利用できるようになったことがポイントである。

行政機関は、公的個人認証サービスを活用して、行政のオンライン申請といった上りと、マイナポータルでの自己情報の閲覧といった下りのサービスが実現可能となる。民間事業者は、公的個人認証サービスを活用して、コンビニ、銀行、スーパー、駅といった国民の生活に密着した中で提供されるオンラインバンキング、インターネットショッピング、各種チケットの購入、保険加入、口座の開設などといったオンライン取引における本人確認が可能となる。民間事業者においては、個別に民間事業者が投資していたレベルの高い電子的な本人確認に係るコストの低減につながり、民間での新たなサービス創出への投資にもつながっていく。このように官と民の両側で公的個人認証サービスが利用されることによって、官民連携のさまざまなアプリケーションが創出されることになる。例えば、民間が作成した書類を蓄積し、行政への手続きに活用したり、逆に行政が発行した書類を民間への手続きに活用したり、これらのサービスが連携した官民のワンストップサービスも創出されていく。

このようなサービスの創出については、内閣官房の「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関する検討」で検討され、サービス案が挙げられている。具体的には、マイナンバー制度の活用などによる年金保険料・税に係る利便性向上などに関するアクションプログラムとして、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化、税・年金などに関するオンライン上でのワンストップサービスの提供などである。このように、マイナンバー制度などを活用し、国民の利便性向上や行政の効率化をめざした検討の取り組みが進められて

いる⁷⁾。

一方、公的個人認証サービスのさらなる活用を促進していくためには、インタフェースのマルチチャネル化への課題がある。現在、スマートフォンの爆発的な普及に伴って、多くのWebサービスは、パソコンや携帯電話に加え、スマートフォンといったスマートデバイスからサービスを提供されており、アプリケーションもスマートフォンアプリで提供・利用されているものが多い。そのため、電子的な本人確認を実現するためには、個人番号カードがマルチチャネル化することによって、電子的な本人確認も実現されていくことが望まれる。

5. おわりに

これまで、マイナンバー制度の現状から今後の利用範囲拡大について関係動向を含めた考察を行った。マイナンバー制度は、2章で示されている制度改革から始まる社会発展や社会価値向上に関し、社会イノベーションや政策レイヤに位置づけられるIT利活用社会に向けた一つの社会改革である。IT利活用社会に向け、第189回国会に提出中の個人情報保護法改正案においては、ビッグデータを活用した経済活性化を促進させるパーソナルデータの利活用に関する政策が込められており、今後、官民が連携してオープンデータやビッグデータを利活用した社会改革が進んでいくことが想定される。日立は、IT利活用の観点から社会改革に対し、技術を通じて社会に貢献していきたい。

参考文献など

- 1) 内閣官房：マイナンバー 社会保障・税番号制度、<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 2) JIPDEC・日本商工会議所：「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」参加申込者アンケート結果（2015.6）、<http://www.jipdec.or.jp/topics/news/20150602.html>
- 3) 総務省：ICT街づくり推進会議、http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict-town/
- 4) IT 総合戦略本部：マイナンバー等分科会、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number.html
- 5) 財務省：財政制度等審議会 財政制度分科会、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/index.html
- 6) 住民基本台帳カード 総合情報サイト、<http://juki-card.com/index.html>
- 7) 内閣官房：年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム、http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nenkin_kentou/index.html

執筆者紹介



宮本 大輔

日立製作所 情報・通信システム社
公共システム事業部 公共戦略企画部 所属
現在、公共システムの企画立案に従事



中村 信次

日立製作所 情報・通信システム社
公共システム事業部 公共戦略企画部 所属
現在、公共システムの企画立案に従事



原 みさ

日立製作所 情報・通信システム社
公共システム事業部 公共戦略企画部 所属
現在、公共システムの企画立案に従事